

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2021126、S2021064

③施設の情報

| | |
|---------------------------|---|
| 名称：児童養護施設若松学園 | 種別：児童養護施設 |
| 代表者氏名：柏木 満美子 | 定員（利用人数）： 40名（37名） |
| 所在地：岐阜県山県市大桑2358番地5 | |
| TEL：0581-27-3148 | ホームページ： https://wakamatsugakuen.com/ |
| 【施設の概要】 | |
| 開設年月日 昭和26年1月1日 | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人興隆会 | |
| 職員数 | 常勤職員： 20名 非常勤職員 1名 |
| 有資格 | 家庭支援専門相談員 1名 個別対応職員 1名 |
| 職員数 | 心理療法担当職員 1名 看護師 1名 |
| | 保育士 5名 児童指導員 4名 |
| 施設・設備 の概要 | 幼児室 3 児童居室 13 学習室 1 図書室 1 談話室 1 |
| | 厨房 2 食堂 1 浴室 3 事務室 1 |

④理念・基本方針

【理念】

「児童は、人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境のなかで育てられる。(児童憲章より)」を基本としながら、「強く・正しく・朗らかに」の精神で児童養護を行うことを若松学園の理念とする。

【基本方針】

- ・子どもの命を最優先するとともに、児童の人権を認め擁護を実践する。
- ・子ども個々のニーズや要求に傾聴し、最善の生活環境を整え養護する。併せて子どもが社会性と生きる力を有し、自立が出来るよう支援する。
- ・福祉の理念・児童憲章・児童権利宣言・児童福祉関連法等の趣旨を理解し、養護を実践する。
- ・地域や関係機関との連携・連絡を密にし、地域から好かれ、信頼される施設づくりをする。

- ・職員は豊ら人間性と専門性(知識・養護技術・実践力)、福祉観を有し、職場の和を大切にする。
- ・守秘義務を順守し、児童の最善の利益を追求するよう努める。

⑤施設の特徴的な取組

昭和26年1月に定員30名の養護施設として事業を開始した。昭和53年の全面改築を経て、平成11年4月から定員40名で運営している。本館棟のほか敷地内の別棟で小規模グループケアや施設外で地域小規模グループホームを運営している。今後、本体施設を全面改築して小規模グループケア化を図るなど家庭に近い養育の推進に本格的に取り組むこととしている。

小学校や中学校とは定期的に懇談会を行っている。中学校では毎朝施設職員が校門に立って教員と一緒に生徒を迎えるなど学校との関係が良好である。また、地元自治会役員とも毎年懇談会を開催して地元の理解と協力を得る働きかけや学識経験者等をスーパーバイザーに委嘱し、定期的に助言を得るなど、学校、地域自治会、専門家等幅広く外部の意見も取り入れながら児童の自立支援に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

| | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 評価実施期間（和暦） | 令和4年6月20日（契約日）～ 令和5年3月20日（評価結果確定日） |
| 前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦) | 令和元年度 |

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・各種記録（ケース記録、心理療法、個別対応、家庭支援、苦情対応等）がパソコン処理され、業務の合理化と共に情報の共有化を図ることで、記録はケース会議等の基礎資料として児童の援助支援に有効活用されている。
- ・子どもの意向や要望等を日常の会話や子ども自治会活動、児童アンケート調査などを通じて把握すると共に、把握した内容はケース会議や職員会議で検討して子どもたちの生活に反映させるなど、子どもの意向や要望を汲み取る仕組みが定着している。
- ・個別対応、家庭支援、心理療法、看護師等、専門職の配置に努めると共に、ケース担当者（児童指導員、保育士等）と専門職員のチームワークによる自立支援の体制が構築されている。これは試行錯誤しながら積み上げられた結果であり、今後の取り組みにも期待が膨らむ。
- ・地域との関わりを非常に大切にしており、コロナ禍にあっても良好な関係が維持され

ている。とりわけ防災関係の協力や心理療法担当職員の小学校への派遣、要保護児童関係の相談の取り組みなどを積極的に推進している。

◇改善を求められる点

- ・年2回、職員一人ひとりが設定した職務目標とその達成状況の把握に努めているが、結果のフィードバック等について、上司による個別面談等の取り組みの検討を期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は皆様大変ご多忙の中、当施設の評価をしていただき誠にありがとうございました。私たちはこの第三者評価という制度を客観的に施設の取り組みを見直す絶好の機会と捉えております。

貴会よりいただきました評価は、職員の気付きによる改善のみならず結果を公表することで児童養護施設の取り組みを社会に認識していただく機会になると考えております。評価を踏まえまして子どもの心に寄り添った児童養護に努めて参ります。今後ともご指導ご鞭撻のほどご協力をお願い申し上げます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。